

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3085号)

令和6年7月24日

横情審答申第3085号

令和6年7月24日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年9月12日総総第451号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「・管理職員特別勤務報告書（総務局 全5件）・振替未取得報告書
（総務局 令和2年7月分）・振替未取得報告書（総務局 令和3年8
月分）・振替未取得報告書（総務局 令和3年11月分）」の一部開示決
定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「・管理職員特別勤務報告書（総務局 全5件）・振替未取得報告書（総務局 令和2年7月分）・振替未取得報告書（総務局 令和3年8月分）・振替未取得報告書（総務局 令和3年11月分）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年6月8日付で行った「・管理職員特別勤務報告書（総務局 全5件）・振替未取得報告書（総務局 令和2年7月分）・振替未取得報告書（総務局 令和3年8月分）・振替未取得報告書（総務局 令和3年11月分）」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

職員番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため同号に該当する。横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2939号においても、「慣行として公にされている情報ではないため、本号ただし書アには該当せず、職務遂行の内容に係る情報でもないため、本号ただし書ウにも該当しない」との判断が示されている。

また、対象文書はExcel形式の電磁的記録であり、既存のプログラムでは開示部分・非開示部分の分離を容易に行うことはできないため、紙に出力して非開示部分を黒塗りすることにより一部開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次

のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 職員番号は職員の勤務に係る情報であり、旧条例第7条第2項第2号ただし書ウに該当する。旧条例の積極的な情報公開義務と最高裁の判断を踏まえると、職員番号を「慣行として公表していない」ことを根拠に「特定の個人が識別される」との事実と相違した理由により非開示とするのは、裁量権の濫用に当たる。
- (3) 対象文書を加工し原文書の有する機能や性質を改変しないよう求める。
- (4) 振替未取得報告書はExcel形式の電磁的記録だが、開示された文書は紙に印字されたものであった。これは電磁的記録としての性格が失われ、情報の解析機能の享受が不可能となっているので、市民の開示請求権（必要な情報を容易に入手できる権利（旧条例第1条）、あるがままの形での行政文書を求める権利（旧条例第5条第1項））を侵害し、また、実施機関に課せられた旧条例第8条の義務に反する。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について
一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。
- (2) 勤務を要しない日等の振替に係る事務について
ア 横浜市では、勤務を要しない日等において勤務を命じる必要がある場合、一定期間内の要勤務日を勤務を要しない日等に振り替えて、勤務を命じることができる（横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）第3条の2及び超過勤務及び勤務を要しない日等の振替に関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第7号。以下「振替規則」という。）第2条第1項）。
イ 総務局総務部総務課では、局内の人事、文書、予算及び決算に関する事務を所管しており（横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第3条総務部の項総務課の部第1号）、勤務を要しない日等の振替に係る報告等の事務を担当している。
- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、総務局総務部総務課が保有する管理職員特別勤務報告書及び振替未取得報告書のうち令和元年度から令和3年度までのものである。

管理職員特別勤務報告書は、課長級以上の職員が振替規則第2条第1項に規定する期限内に勤務を要しない日等の振替ができなかったことに係る報告書であり、当該職員の所属、補職、職員番号、氏名、勤務日、勤務時間、振替ができなかった理由等が記載されている。

振替未取得報告書は、課長級以上の職員を除く一般職員が当該期限内に勤務を要しない日等の振替ができなかったことに係る報告書であり、当該職員の所属、職員番号、氏名、超過勤務実施日、振替ができなかった理由等が記載されている。

実施機関は、これらのうち職員番号について、旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」について、開示しないことができることを規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 職員番号は、個人に関する情報であって、本件処分で開示されている職員の氏名と照合することにより特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。

また、慣行として公にされる情報にも職務遂行の内容に係る情報にも当たらないため本号ただし書ア及びウに該当せず、イにも該当しない。

(5) 審査請求人は、Excel形式の電磁的記録が有していた情報の解析機能の享受

が不可能になるので、紙に印字して開示する方法は開示請求権の侵害であると主張している。

しかし、実施機関は、用紙に出力した行政文書の写しの交付による開示を定めた横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号）第10条第3号ウの定めに従い、紙に印字したものにより開示を行ったものであり、一部の電磁的記録を閲覧できない状態で開示することは一般的な方法では困難であることも踏まえると、開示請求権を侵害するものとは認められない。

(6) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 9 月 12 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 5 月 28 日 (第385回第一部会)	・ 審議
令和 6 年 6 月 25 日 (第386回第一部会)	・ 審議